

周南市監査委員 久行 竜二
周南市監査委員 友田 秀明

財政援助団体等監査の結果について

令和5年7月20日付け周財第99号にて周南市長から要求のありました財政援助団体等監査について、監査対象団体のうち下記の5団体に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり決定しましたので、公表します。

記

- 1 公益財団法人周南市ふるさと振興財団
- 2 社会福祉法人周南市社会福祉事業団
- 3 公立大学法人周南公立大学
- 4 公益財団法人周南市スポーツ協会
- 5 社会福祉法人周南市社会福祉協議会

監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく周南市長からの要求による財政援助団体等監査

2 監査要求の内容

令和5年10月20日付け周監査第145号の「監査結果報告書」にて報告したとおりである。

3 監査対象団体と監査委員の監査権限

令和5年10月20日付け周監査第145号の「監査結果報告書」にて報告したとおりである。

4 監査の実施方針

令和5年10月20日付け周監査第145号の「監査結果報告書」にて報告したとおりである。

5 監査の対象

(1) 対象団体

令和5年10月20日付け周監査第145号の「監査結果報告書」にて報告したとおり、市長からの要求により実施する財政援助団体等監査のうち、第2段階の出納事務監査については、監査対象団体毎に個別に実施することとしたところであり、今回監査対象とした3団体については、次表のとおりである。

番号	団体名	所管部局	監査委員の監査権限		
			財政的援助	出資	指定管理
1	公益財団法人周南市ふるさと振興財団	地域振興部 地域づくり推進課	○	○	○
2	社会福祉法人周南市社会福祉事業団	こども・福祉部 高齢者支援課	-	-	○
3	公立大学法人周南公立大学	企画部 企画課	○	○	-

(2) 対象事務

出納その他の事務

(3) 対象事業年度

令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

6 監査の実施期間

令和5年12月4日から令和6年3月19日まで

7 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、各対象団体の事業が財政援助等の目的に沿って適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかを主眼とし、対象事業年度の事業計画、事業報告、財務諸表、関係諸帳簿、証憑書類等の提出を求め、照合による計数の符合確認等のほか、抽出による検査又は精査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

8 監査の主な着眼点と監査の結果

今回、監査を実施した3団体における監査の主な着眼点と監査の結果については、次のとおりである。

【公益財団法人周南市ふるさと振興財団】

1 公益財団法人周南市ふるさと振興財団（以下「ふるさと振興財団」という。）の概要

(1) 設立年月日

平成4年8月25日

(2) 設立目的（定款第3条）

市民自らが行う地域づくり活動の振興を図るため、調査、研究及び実践活動への支援、人材育成等を通して活力のある個性豊かなふるさとづくりに寄与することを目的とする。

(3) 主たる事務所の所在地（定款第2条）

山口県周南市徳山港町1番1号

(4) 組織（令和5年3月31日現在）

理事 10人（理事長 1人（周南市長）、副理事長 1人 常務理事 1人）、監事 2人、評議員 8人、職員 14人（事務局長（常務理事兼務）を含む。）

(5) 事業年度（定款第8条）

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(6) 事業（定款第4条）

- ① ふるさとづくりに関する調査、研究及び資料の収集
- ② ふるさとづくり実践集団及びグループ活動の育成と支援
- ③ ふるさとづくりに関する人材育成
- ④ 会報等の発行による普及、啓発
- ⑤ コミュニティ振興を目的とする施設の管理運営
- ⑥ その他目的を達成するために必要な事業

(7) 令和4事業年度の事業の概要

- ① 支える ～地域運営を行う組織の基盤づくり～
 - ア コミュニティ活動／市民活動のコーディネート事業
 - イ 人材育成・団体力強化事業
 - ウ コミュニティ活動／市民活動への助成事業
- ② つなぐ ～市民活動参加と協働への基盤づくり～
 - ア ネットワーク形成・協働推進事業
 - イ 寄付とボランティアへの参加促進事業
 - ウ 自然体験を通じた子どもたちへの健全育成の支援事業
- ③ 伝える ～ふるさとづくり情報を知る機会づくり～
 - ア ふるさとづくりに関わる情報発信事業

2 本市からの財政援助等

(1) 出捐

本市は、ふるさと振興財団の設立に際して、基本財産 300,000,000 円を全額出捐している。

(2) 補助金等

令和 4 年度においては、周南市ふるさと振興財団運営費補助金として 35,872,271 円を支出している。

(3) 公の施設の指定管理

令和 4 年度においては、公の施設の指定管理者として大田原自然の家の指定管理料 36,149,000 円を支出している。

3 監査の主な着眼点

監査の実施に際し、前回の監査結果等を参考にリスク評価を行い設定した主な着眼点は、次のとおりである。

(1) ふるさと振興財団関係

① 共通的事項

ア 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

イ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と主管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

② 支出事務

ア 出納関係帳票の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

イ 予算流用、予備費充用等も含めた会計経理及び財産管理は適切か。

③ 契約事務

ア 経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適正か。

④ 指定管理事務

ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

(2) 主管課（地域振興部地域づくり推進課及び教育部生涯学習課）関係

① 共通的事項

ア 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

② 指定管理事務

ア 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

イ 指定管理者に対して適時かつ適正に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象としたふるさと振興財団の財政的援助等に係る出納その他の事務及び主管課の財務事務は、財政的援助等の目的に沿って行われており、おおむね適正に処理されていた。

なお、軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

【社会福祉法人周南市社会福祉事業団】

1 社会福祉法人周南市社会福祉事業団（以下「社会福祉事業団」という。）の概要

(1) 設立年月日

昭和49年5月8日

(2) 設立目的（定款第1条）

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

(3) 主たる事務所の所在地（定款第4条）

山口県周南市瀬戸見町12番30号

(4) 組織（令和5年3月31日現在）

役員 8人（理事長、常務理事、理事 4人、監事 2人）、評議員 7人、職員 82人、臨時職員 60人

(5) 事業年度（定款第35条）

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(6) 事業（定款第1条及び第38条）

① 第1種社会福祉事業

ア 特別養護老人ホームの経営

イ 軽費老人ホームの経営

② 第2種社会福祉事業

ア 老人デイサービスセンターの経営

イ 短期入所生活介護事業の経営

③ 公益事業

ア 居宅介護支援事業

イ 地域包括支援センター

(7) 令和4事業年度の事業（公の施設の指定管理に係るもの）の概要

施設名		周南市軽費老人ホーム きずな苑	周南市須金老人 デイサービスセンター	周南市大津島老人 デイサービスセンター
施設の概要				
施設等の概要	所在地	速玉町3番16号	須万2488番地	大津島221番地
	事業開始	昭和57年9月	平成6年5月	平成7年5月
	利用対象	60歳以上（夫婦の場合は、いずれかが60歳以上であれば可）の健康で身のまわりのことが自分ででき、毎月の利用者負担金を納めることができる者	市内に居住する65歳以上の方（第1号被保険者）及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）であり、要介護状態又は要支援状態にある方並びに65歳以上の要援護高齢者及び要援護状態となるおそれのある高齢者	
	利用状況	○令和4事業年度 [定員 50人（個室40室 夫婦室5室）] ・充足率 64.6%（32.3人/日） ○令和5年3月31日現在 ・入所者数 35人 単身者 29人 夫婦組 3組（6人）	○令和4事業年度 ・延利用者数 1,006人 [定員 15人/日] ・充足率 29.3%（4.4人/日） ○令和5年3月期 ・実利用者数 17人 ・延利用者数 94人	○令和4事業年度 ・延利用者数 1,307人 [定員 15人/日] ・充足率 37.3%（5.6人/日） ○令和5年3月期 ・実利用者数 17人 ・延利用者数 129人
指定管理指定期間 （当初指定）	令和4年度～令和6年度	令和4年度 （平成18年4月1日）	令和4年度	令和4年度

2 本市からの財政援助等

(1) 公の施設の指定管理

監査対象とした公の施設について、令和4年度は、軽費老人ホームきずな苑 74,350,952 円、須金老人デイサービスセンター27,908,000 円及び大津島老人デイサービスセンター28,199,000 円の指定管理料を支出している。

(2) 出資

本市は、社会福祉事業団の設立に際して、基本金 3,000,000 円を出資している。

(3) その他

令和4年度においては、歳入について、特別養護老人ホームつづみ園用地貸付料として 1,512,000 円を、軽費老人ホームきずな苑の利用者負担金（事務費徴収分）として 6,838,200 円を収入している。

また、歳出については、つづみ園地域包括支援センター運営費委託料として 28,212,000 円を支出している。

3 監査の主な着眼点

監査の実施に際し、前回の監査結果等を参考にリスク評価を行い設定した主な着眼点は、次のとおりである。

(1) 社会福祉事業団関係

① 収入事務

ア 利用料金制を採用している場合、利用料金の収納は適正に行われているか。

② 支出事務

ア 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。

③ 契約事務

ア 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。
また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

④ 財産管理事務

ア 協定書等により貸与された物品の管理及び処分は適正になされているか。

⑤ 指定管理事務

ア 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。

イ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）

ウ 個人情報保護に関して必要な措置を講じているか。

エ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

(2) 主管課（こども・福祉部高齢者支援課）関係

① 収入事務

ア 調定の時期及び手続は適正か。

イ 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。

② 指定管理事務

ア 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。

イ 管理する施設及び設備等の維持管理の範囲及び仕様、業務の内容は明確になっているか。

ウ 個人情報保護に関して必要な措置を講じているか。

エ 協定書等には、備品の取扱いに関する事項は適切に記載されているか。

オ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象とした社会福祉事業団の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務及び主管課の公の施設の指定管理に関する財務事務は、次に述べる事項を除きおおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

(指摘事項)

(1) 社会福祉事業団関係

① 指定管理事務について

ア 軽費老人ホームきずな苑及び大津島老人デイサービスセンターの事業報告書の管理に係る収支状況において、計上数値の一部に誤りがあった。

イ 管理業務や個人情報取扱業務について、市の書面による承諾が得られていないにもかかわらず第三者へ委託されているものがあった。

(2) 主管課関係

① 指定管理事務について

ア 軽費老人ホームきずな苑及び大津島老人デイサービスセンターの事業報告書の管理に係る収支状況について、基本協定書や社会福祉事業団の決算書との確認が適切に行われていなかった。

イ 管理業務や個人情報取扱業務について、社会福祉事業団が第三者へ委託しているものがあるにもかかわらず、適切な手続きをとるよう指導されていなかった。

ウ 軽費老人ホームきずな苑の各居室の電気料金について、当該施設の設置条例等で指定管理者の収入とすることのできる利用者負担金と規定されていないにもかかわらず、指定管理業務仕様書等で社会福祉事業団の収入とされていた。

【公立大学法人周南公立大学】

1 公立大学法人周南公立大学（以下「周南公立大学」という。）の概要

(1) 設立年月日

令和4年4月1日

(2) 設立目的（定款第1条）

周南地域における知の拠点として、公正な社会観と正しい倫理観の確立を基にした「知・徳・体」一体の全人教育を通して総合的かつ専門的な知識、学術を教授研究し、世界的視野と広く豊かな教養を有し、地域に新たな価値を創造する人材を育成するとともに、地域との連携を深め、地域の政策課題の解決や活力豊かなまちづくりの実現に寄与するなどその教育研究成果を広く社会に還元することで、地域社会及び産業の持続的な振興、発展に貢献することを目的とする。

(3) 事務所の所在地

山口県周南市学園台843番地の4の2番地

(4) 組織

① 役員の状況（令和5年3月31日現在）

理事長兼学長 1人、副理事長 1人、理事兼副学長 1人、理事兼事務局長 1人、理事 2人、監事 2人

② 教職員の状況（令和4年5月1日現在）

ア 常勤職員

教授 23人、准教授 18人、講師 8人、事務職員 37人

イ 非常勤職員

非常勤講師 71人、非常勤職員 13人

(5) 事業年度（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第33条）

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(6) 業務（定款第25条）

① 大学を設置し、これを運営すること。

② 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

③ 本学以外からの委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の本学以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

④ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供をすること。

⑤ 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

⑥ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(7) 学生数の状況（令和4年5月1日現在）

学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員	在籍学生数
経済学部	現代経済学科	80 人	320 人	277 人
	ビジネス戦略学科	150 人	600 人	655 人
福祉情報学部	人間コミュニケーション学科	50 人	200 人	139 人
合 計		280 人	1,120 人	1,071 人

2 本市からの財政援助等

(1) 出資

本市は、周南公立大学の設立に際して、出資財産として土地 2,423,806,000 円及び建物 1,471,742,000 円を現物出資している。

(2) 補助金等

令和4年度においては、周南公立大学施設整備費補助金 189,976,345 円、周南公立大学運営費交付金 223,411,000 円及び周南公立大学授業料等減免費交付金 61,599,800 円を支出している。

3 監査の主な着眼点

監査の実施に際し、設定した主な着眼点は、次のとおりである。

(1) 周南公立大学関係

① 共通的事項

ア 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

イ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と主管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

② 収入事務

ア 受益者負担は適切か。

イ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

③ 支出事務

ア 出納関係帳票の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

イ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

④ 契約事務

ア 外注（委託）契約書、会計監査契約書などの契約書類は適正に作成されているか。

イ 経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適切か。

⑤ 財産管理事務

- ア 固定資産は固定資産台帳に正しく記録されているか。
- イ 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。

(2) 主管課（企画部企画課）関係

① 支出事務

- ア 補助金等の精算報告書の内容について、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなどの十分な確認がなされているか。

② 財産管理事務

- ア 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象とした周南公立大学の財政的援助等に係る出納その他の事務及び主管課の財務事務は、財政的援助等の目的に沿って行われており、次に述べる事項を除き、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

（指摘事項）

(1) 周南公立大学関係

- ア 周南公立大学会計事務取扱規程において、事務の取り扱いを委任している要綱が制定されておらず、また同規程で定められている様式が使用されていなかった。
- イ 役員が一部を負担すべき損害賠償責任保険料について、負担を求めていなかった。
- ウ 周南公立大学契約事務取扱規程に定められた検査調書が作成されていないものがあった。
- エ 随意契約において、適切な見積合わせが行われていないものがあった。
- オ 固定資産（建物）の価額について、前年度末に完成した改修工事が反映されていないものがあった。

(2) 主管課関係

- ア 周南公立大学への出資財産（建物）のうち、前年度末に完成した改修工事を踏まえた評価がなされず、出資時点の額に適切に反映されていないものがあった。

《参考》 令和5年10月20日付け周監査第145号の「監査結果報告書」（抜粋）

監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく周南市長からの要求による財政援助団体等監査

2 監査要求の内容

市長からの監査要求書及びその後の監査要求内容等に関する市長との協議により、双方で確認した監査要求の内容については次のとおりである。

(1) 監査要求書の受理

令和5年7月20日 （受理文書の記号及び番号：周財第99号）

(2) 監査要求事項

本市の財政援助団体等に関する補助金及び出資金並びに指定管理料等に関する出納事務の適正性について

(3) 監査要求理由

本市の出資団体、財政援助団体及び公の施設の指定管理者である公益財団法人周南市文化振興財団及び公益財団法人周南市ふるさと振興財団において、本市補助金等に係る不正な出納事務が相次いで発覚した。

については、本市補助金及び指定管理料に関する各団体内の出納事務の執行状況、内部統制及び会計監査等の実態を把握し、必要な改善指導等を講ずることで、同様の事案の発生を防止し、補助金及び出資金並びに指定管理料等に係る事務の一層の適正化を図る必要があるため、監査委員の客観的な意見と公正不偏な判断を求めるものである。

(4) 監査対象

- ・第4次周南市外郭団体等改革方針の対象とした12団体の出納事務について、監査委員が監査権限を有する事項
- ・公立大学法人周南公立大学の出納事務について、監査委員が監査権限を有する事項

3 監査対象団体と監査委員の監査権限

地方自治法第199条第7項において、監査委員は、市が補助金等の財政的援助を与えているもの、市が出資しているもので政令で定めるもの（地方自治法施行令第140条の7第1項で、市が資本金等の4分の1以上を出資している法人とする旨を規定）及

び市が公の施設の管理を行わせているものなどに対して、出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るものに限って監査することができると規定されている。

市長から監査要求のあった各団体における監査委員の監査権限については、次表のとおりである。

番号	団 体 名	所管部局	監査委員の監査権限		
			財政的援助	出資	指定管理
1	公益財団法人周南市体育協会	地域振興部 文化スポーツ課	○	-	○
2	公益財団法人周南市文化振興財団	地域振興部 文化スポーツ課	○	○	○
3	公益財団法人周南市ふるさと振興財団	地域振興部 地域づくり推進課	○	○	○
4	公益財団法人周南市医療公社	健康医療部 病院管理室	○	○	○
5	公益財団法人周南地域地場産業振興センター	産業振興部 商工振興課	-	○	-
6	大津島巡航株式会社	都市整備部 公共交通対策課	○	○	-
7	徳山青果精算株式会社	産業振興部 農林課	-	○	-
8	株式会社かの高原開発	地域振興部 観光交流課	○	○	○
9	一般財団法人徳山地区漁業振興基金	産業振興部 水産課	-	○	-
10	一般財団法人新南陽地区漁業振興基金	産業振興部 水産課	-	○	-
11	社会福祉法人周南市社会福祉協議会	こども・福祉部 高齢者支援課	○	-	○
12	社会福祉法人周南市社会福祉事業団	こども・福祉部 高齢者支援課	-	-	○
13	公立大学法人周南公立大学	企画部 企画課	○	○	-

監査権限については令和4年度の状況である。

4 監査の実施方針

市長からの監査要求は、市が第4次周南市外郭団体等改革方針の対象とした団体のうち2団体において、いずれも現金及び預金等に係る事務についての不祥事が発覚したものであったことから、各団体内における出納事務等の実態を把握すること及び同様の事案の発生を防止し、事務の一層の適正化を図ることの2つの目的を有するものであると理解した。

しかしながら、この2つの目的を達成するための財政援助団体等監査は相当の事務量となり、監査結果の報告までに多大な時間を要することから、まずは、各団体における現金及び預金等を中心とした資産の実在性や管理体制等について、その実態を把握するための実査（以下「保管金等監査」という。）を行い、その後引き続いて、一層の事務の適正化に資するために、各団体から関係諸帳簿や証憑書類等の提出を得て出納事務全般

についての監査を個別に実施する、2段階の監査を行うこととした。

また、保管金等監査については、地方自治法等の規定により、市が資本金等の4分の1以上を出資している法人に対して監査委員が出納事務全般を監査できる権限を有すると解されることから、3の表中、項番号1、11、12番を除いた10団体について実施することとした。

さらに、第2段階の出納事務監査についても、直近（令和3～4年度）に同様の監査を実施した3の表中、項番号6、8番の2団体については、現在、監査結果に基づく改善措置に取り組まれているところであることから、残る11団体について、監査の対象団体の属性に基づいてその深度の調整を図りながら実施することとした。

監査の結果に関する報告の決定及び公表等については、監査対象団体に対して一斉に実施する第1段階の保管金等監査及び監査対象団体毎に個別に実施する第2段階の出納事務監査ともに、それぞれの監査が終了したものから順次行うこととした。

5 保管金等監査に係る監査対象

前事業年度末及び令和5年8月末日時点の預金等の実在性と現金を含めた管理体制

6 保管金等監査の実施期間

令和5年8月29日から10月20日まで

7 保管金等監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務諸表や関係諸帳簿等に記載された現金預金等の金額が預金通帳や残高証明書等に記載された金額と一致しているか、現金や預金等の管理が適切に行われているかなどを主眼に実施した。

具体的には、監査対象団体が決算関係書類等で報告している資産等のうち、特に現金預金や有価証券などの資産の実在性を確認するため、財務諸表、関係諸帳簿、証憑書類等に加えて、預金等の種類や保管現金等の状況、それらの管理状況等について事前調査票の提出を求め、これらに基づいて、実地にて現物との照合を確認するとともに、現金等の保管状況や出納事務等に関する内部統制について、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

また、公益財団法人周南市ふるさと振興財団の不祥事案は、関連団体から受託している経理事務に係るものであったことから、各監査対象団体が関係団体の経理事務等を受託している場合についても、当該関係団体の協力を得て、その現金預金等の実在性や管理等について確認するとともに、市の使用料等の徴収事務を受託している場合についても、同様に監査した。

なお、公益財団法人周南市文化振興財団に係る保管金等監査については、監査の実施方針に基づき着手したところ、令和5年9月23日に、当該財団から監査資料の一部に捜査に支障をきたす内容が含まれていることから実査期日の延期についての申し出があり、何よりも全容解明が優先されるべきであると判断し、捜査に支障をきたす状況が解消されるまで保管金等監査を中断することとした。

8 保管金等監査の主な着眼点

監査の主な着眼点は次のとおりである。

- (1) 前事業年度決算報告書に記載された預金、有価証券等の金額と預金通帳や残高証明書等に記載された金額が一致しているか。
- (2) 令和5年8月末日時点の月次試算表、総勘定元帳等に記載された預金、有価証券等の金額と預金通帳や残高証明書等に記載された金額が一致しているか。
- (3) 実査日における保管現金の金額と現金出納簿に記載された金額が一致しているか。
- (4) 現金預金等に係る経理規程等の諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- (5) 関係諸帳簿に記載された金額と現金預金の現在高の照合が定期的に適正な方法で行われているか。
- (6) 現金や預金通帳、銀行印等の保管、管理は適切に行われているか。
- (7) 関係する団体の経理事務等を受託している場合、当該団体の現金預金等の管理が適正に行われているか。
- (8) 市の使用料の徴収事務等を受託している場合、徴収等をした現金等の管理が適正に行われているか。

9 保管金等監査の結果

保管金等監査を完了した9団体について、いずれの団体においても、前事業年度（前期）の決算報告書及び令和5年8月末日時点における財務諸表や関係諸帳簿等に記載の預金等の資産が、預金通帳や残高証明書等に記載された金額と、次に述べる事項を除いて一致し実在していることを確認した。

現金や預金等の管理に関する事務については、次に述べる事項を除いておおむね適正に行われていた。なお、軽微な事項については、別途指導した。

また、一部の団体で受託されている関係団体の経理事務及び市歳入の徴収事務に係る現金等の管理については、適正に行われていた。

詳細な監査結果については、次のとおりである。

(1) 公益財団法人周南市ふるさと振興財団

令和5年10月5日に実査を行い、次のとおり、前事業年度末（令和5年3月末日）及び令和5年8月末日時点の財務諸表や関係諸帳簿等に記載された預金等の金額と同時点の預金通帳や残高証明書等に記載された金額が、次に述べる事項を除いて一致していることを確認した。

① 前事業年度末（令和5年3月末日）の状況

決算報告書（総勘定元帳）		保管金等監査の結果		
科目	金額（円）	照合に用いた資料	金額（円）	判定
流動資産				
現金預金				
普通預金	27,666,074	普通預金通帳	27,666,074	照合
固定資産				
基本財産				
現金預金				
定期預金	21,185,733	定期預金通帳、定期預金証書	21,185,733	照合
投資有価証券	278,814,267	国債取引報告書等	278,814,267	照合
特定資産				
退職手当積立金				
定期預金	38,761,635	定期預金通帳、定期預金証書	38,761,635	照合
退職手当給付準備積立金				
普通預金	0	預金取引残高報告書	5,846,531	不一致
定期預金	8,666,741	定期預金通帳	2,820,210	不一致
		（財産目録において8,666,741円全額が定期預金とされていたが、今回の実査において5,846,531円は普通預金であることが判明した。資産の総額に誤りはないが、科目については仕訳誤りのため判定は不一致としている。）		
ふるさと振興基金積立金				
定期預金	16,020,225	定期預金証書	16,020,225	照合
計	391,114,675		391,114,675	照合

② 令和5年8月末日の状況

月次試算表（総勘定元帳）		保管金等監査の結果		
科 目	金 額（円）	照合に用いた資料	金 額（円）	判定
流動資産				
現金預金				
普通預金	22,146,297	普通預金通帳	22,146,297	照合
固定資産				
基本財産				
現金預金				
定期預金	21,185,733	定期預金通帳、定期預金証書	21,185,733	照合
投資有価証券	278,814,267	国債取引報告書等	278,814,267	照合
特定資産				
退職手当積立金				
定期預金	38,761,635	定期預金通帳、定期預金証書	38,761,635	照合
退職手当給付準備積立金				
普通預金	0	預金取引残高報告書	5,846,531	不一致
定期預金	8,666,741	定期預金通帳	2,820,210	不一致
		（財産目録において8,666,741円全額が定期預金とされていたが、今回の実査において5,846,531円は普通預金であることが判明した。資産の総額に誤りはないが、科目については仕訳誤りのため判定は不一致としている。）		
ふるさと振興基金積立金				
定期預金	16,020,225	定期預金証書	16,020,225	照合
計	385,594,898		385,594,898	照合

③ 受託事務（関係団体の経理事務及び市歳入の徴収事務）の状況

受託されている周南市コミュニティ推進連絡協議会の経理事務及び周南市大田原自然の家の使用料の徴収事務に係る現金等の管理について、適正であることを確認した。

④ 指摘事項

決算報告書において、定期預金とされたものについて、一部普通預金となっているものがあった。

(9) 公立大学法人周南公立大学

令和5年10月10日に実査を行い、次のとおり、前事業年度末（令和5年3月末日）及び令和5年8月末日時点の財務諸表や関係諸帳簿等に記載された預金等の金額と同時点の預金通帳や残高証明書等に記載された金額が一致していることを確認した。

また、現金や預金等の管理に関する事務は、次に述べる事項を除いておおむね適正であることを確認した。

① 前事業年度末（令和5年3月末日）の状況

決算報告書（総勘定元帳）		保管金等監査の結果		
科 目	金 額（円）	照合に用いた資料	金 額（円）	判定
流動資産				
現金預金				
普通預金	1,275,970,044	残高証明書、普通預金通帳	1,275,970,044	照合
計	1,275,970,044		1,275,970,044	照合

② 令和5年8月末日の状況

月次試算表（総勘定元帳）		保管金等監査の結果		
科 目	金 額（円）	照合に用いた資料	金 額（円）	判定
流動資産				
現金預金				
普通預金	1,205,278,040	普通預金通帳	1,205,278,040	照合
計	1,205,278,040		1,205,278,040	照合

③ 指摘事項

決算時の監査において、監査資料として残高証明書や普通預金通帳が監事に提出されていなかった。

調査結果報告書

1 調査の目的

本市の出資団体、財政援助団体及び公の施設の指定管理者で、第4次周南市外郭団体等改革方針の対象団体である公益財団法人周南市文化振興財団及び公益財団法人周南市ふるさと振興財団において、いずれも現金、預金等に係る事務についての不祥事が相次いで発覚したことから、各団体内の出納事務の執行状況、内部統制等の実態を把握し、必要な改善指導等を講ずることで、同様の事案の発生を防止し、事務等の一層の適正化を図る必要があるため、令和5年7月20日付け周財第99号により監査委員に対して第4次周南市外郭団体等改革方針の対象12団体に公立大学法人周南公立大学を加えた13団体に関する地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を要求したところである。

ただし、公益財団法人周南市体育協会、社会福祉法人周南市社会福祉協議会及び社会福祉法人周南市社会福祉事業団の3団体については、市が資本金等の4分の1以上を出資していないため、出納事務全般に係る監査委員の監査権限はないものと解されることから、各団体の協力のもと、外郭団体等の適正な事業運営に基づく経営健全化と適切な活用による持続可能で安定的な公共サービスの提供の両立を図るために行う指導・助言・調整等の一環として、市が現金預金の管理等に関する事務の調査を行うこととした。

2 調査の対象

公益財団法人周南市体育協会、社会福祉法人周南市社会福祉協議会及び社会福祉法人周南市社会福祉事業団に関する前事業年度末及び令和5年8月末日時点の預金等の実在性と現金を含めた管理体制

3 調査期間

令和5年9月7日から10月20日まで

4 調査実施内容及び主な着眼点

監査委員が行う10団体に対する現金、預金等を中心とした資産の実在性や管理体制等について、その実態を把握するための実査である保管金等監査の手法及び主な着眼点を準用して実査（以下「保管金等調査」という。）を行うこととした。

なお、監査委員が行う保管金等監査と統一した方針と深度の下で調査するために、財政部財政課、こども・福祉部指導監査室及び監査委員事務局の職員からなる外郭団体保管金等監査室を財政部財政課に設置し、同室職員による保管金等調査を実施することとした。

5 調査結果

保管金等調査を完了した3団体について、いずれの団体においても、前事業年度の決算報告書及び令和5年8月末日時点における財務諸表や関係諸帳簿等に記載の預金等の資産が、預金通帳や残高証明書等に記載された金額と一致し、実在していることを確認した。

現金や預金等の管理に関する事務については、適正に行われていた。なお、軽微な事項については、別途指導した。

また、受託されている関係団体の経理事務及び市歳入の徴収事務に係る現金等の管理については、適正に行われていた。

詳細な調査結果については、次のとおりである。

(3) 社会福祉法人周南市社会福祉事業団

令和5年10月6日及び10日に実査を行い、前事業年度末（令和5年3月末日）及び令和5年8月末日時点の財務諸表や関係諸帳簿等に記載された預金等の金額と同時点の預金通帳や残高証明書等に記載された金額が、次のとおり一致していることを確認した。

① 前事業年度末（令和5年3月末日）の状況

決算報告書（総勘定元帳）		保管金等調査の結果		
科目	金額（円）	照合に用いた資料	金額（円）	判定
流動資産				
現金預金				
普通預金	169,097,545	普通預金通帳	169,097,545	照合
固定資産				
基本財産				
定期預金	3,000,000	残高証明書	3,000,000	照合
その他の固定資産				
退職給付引当資産				
定期預金	10,358,400	定期預金通帳	10,358,400	照合
積立資産				
人件費積立資産				
定期預金	64,903,000	残高証明書、定期預金通帳	64,903,000	照合
施設整備等積立資産				
定期預金	7,000,000	定期預金通帳	7,000,000	照合
計	254,358,945		254,358,945	照合

② 令和5年8月末日の状況

月次試算表（総勘定元帳）		保管金等調査の結果		
科目	金額（円）	照合に用いた資料	金額（円）	判定
流動資産				
現金預金				
普通預金	170,769,676	普通預金通帳	170,769,676	照合
固定資産				
基本財産				
定期預金	3,000,000	定期預金証書	3,000,000	照合
その他の固定資産				
退職給付引当資産				
定期預金	10,358,400	定期預金通帳	10,358,400	照合
積立資産				
人件費積立資産				
定期預金	64,903,000	定期預金通帳、定期預金証書	64,903,000	照合
施設整備等積立資産				
定期預金	7,000,000	定期預金通帳	7,000,000	照合
計	256,031,076		256,031,076	照合

③ 受託事務（市歳入の徴収事務）の状況

周南市須金老人デイサービスセンター及び周南市大津島老人デイサービスセンターの使用料の徴収事務に係る現金等の管理について、適正であることを確認した。

監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく周南市長からの要求による財政援助団体等監査

2 監査要求の内容

令和5年10月20日付け周監査第145号の「監査結果報告書」にて報告したとおりである。

3 監査対象団体と監査委員の監査権限

令和5年10月20日付け周監査第145号の「監査結果報告書」にて報告したとおりである。

4 監査の実施方針

令和5年10月20日付け周監査第145号の「監査結果報告書」にて報告したとおりである。

5 監査の対象

(1) 対象団体

令和5年10月20日付け周監査第145号の「監査結果報告書」にて報告したとおり、市長からの要求により実施する財政援助団体等監査のうち、第2段階の出納事務監査については、監査対象団体毎に個別に実施することとしたところであり、今回監査対象とした2団体については、次表のとおりである。

番号	団体名	所管部局	監査委員の監査権限		
			財政的援助	出資	指定管理
1	公益財団法人周南市スポーツ協会	文化スポーツ観光部 スポーツ振興課	○	-	○
2	社会福祉法人周南市社会福祉協議会	福祉部 地域福祉課	○	-	○

(2) 対象事務

出納その他の事務

(3) 対象事業年度

令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

6 監査の実施期間

令和6年2月9日から令和6年5月28日まで

7 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、各対象団体の事業が財政援助等の目的に沿って適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかを主眼とし、対象事業年度の事業計画、事業報告、財務諸表、関係諸帳簿、証憑書類等の提出を求め、照合による計数の符合確認等のほか、抽出による検査又は精査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

8 監査の主な着眼点と監査の結果

今回、監査を実施した2団体における監査の主な着眼点と監査の結果については、次のとおりである。

【公益財団法人周南市スポーツ協会】

1 公益財団法人周南市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）の概要

(1) 設立年月日

昭和53年7月1日（令和6年4月1日公益財団法人周南市体育協会から名称変更）

(2) 設立目的（定款第3条）

周南市民のスポーツの統一組織として、市民の体力の向上及びスポーツ精神の高揚を図り、もってスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(3) 主たる事務所の所在地（定款第2条）

山口県周南市大字徳山10427番地 周南市総合スポーツセンター内

(4) 組織（令和5年3月31日現在）

役員 45人（顧問 2人、理事 41人（会長 1人、副会長 6人、専務理事 1人、常務理事 3人、理事 30人）、監事 2人）

評議員 36人、職員 63人

(5) 事業年度（定款第6条）

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(6) 事業（定款第4条）

- ① 市民のスポーツ精神を確立すること。
- ② スポーツに関する調査、研究、宣伝、及び啓発を行うこと。
- ③ スポーツの指導者及びスポーツクラブ・チーム等の育成並びにスポーツ教室等各種市民スポーツ振興事業を実施すること。
- ④ 山口県体育協会との連絡並びに加盟団体の強化発展及び相互の連絡協調を図ること。
- ⑤ スポーツに関する諸事業・諸大会等を実施し、又は援助すること。
- ⑥ 関係機関に対してスポーツに関する意見を述べ、又は関係機関が行う施策に協力すること。
- ⑦ 育成団体（学生・生徒・児童等を主体とした組織団体）の強化と組織の確立を図ること。
- ⑧ スポーツの功労者を表彰すること。
- ⑨ 財政の確立を図ること。
- ⑩ 各種体育施設の管理運営及びこれに付随する事業を実施すること。
- ⑪ その他、この法人の公益目的達成に必要な事業を行うこと。
- ⑫ 体育施設の管理運営に関するものの内、収益を目的とした諸事業の遂行を行う。
- ⑬ 管理施設に付設された軽食喫茶室の運営並びに飲料水等の自動販売機の設置運営を行政（周南市）より付託され行う。

- ⑭ スポーツ記念グッズ等の販売をスポーツ愛好者のために行う。
- ⑮ その他、公益事業の一助になる範囲内で、収益を伴う諸事業を行う。

(7) 令和4事業年度の事業（公の施設の指定管理に係るもの）の概要

施設名	総合スポーツセンター	徳山地区体育施設	新南陽地区体育施設																												
施設の概要																															
所在地	周南市大字徳山10427番地	周南市大字徳山10405番地の1 他	周南市福川南町2番1号 他																												
設置年月	平成4年9月	昭和46年6月 他	昭和60年3月 他																												
設置目的	体育及び文化の振興。 市民の健康づくりの促進とスポーツ・レクリエーションの振興。																														
施設概要	メインアリーナ、多目的ホール、弓道場、健康ルーム、ホワイエ、カルチャールーム、講座室、図書室、会議室、審判室、主催者室、放送室、事務室、軽食喫茶室、更衣室、控室、便所、シャワー室	周南緑地屋外スポーツ施設（野球場、陸上競技場、庭球場、補助競技場、ソフトボール球場、運動広場、サッカー場、補助サッカー場、アーチェリー場、水泳場、身近な運動広場）黒岩グラウンド、施設に付属する駐車場	新南陽体育センター、新南陽球場、新南陽プール、高瀬サン・スポーツランド																												
施設の利用状況	<table border="0"> <tr><td>メインアリーナ</td><td>70,727人</td></tr> <tr><td>多目的ホール</td><td>34,913人</td></tr> <tr><td>弓道場</td><td>12,982人</td></tr> <tr><td>健康ルーム</td><td>4,779人</td></tr> <tr><td>カルチャールーム</td><td>23,540人</td></tr> <tr><td>その他</td><td>16,541人</td></tr> </table>	メインアリーナ	70,727人	多目的ホール	34,913人	弓道場	12,982人	健康ルーム	4,779人	カルチャールーム	23,540人	その他	16,541人	<table border="0"> <tr><td>野球場</td><td>33,463人</td></tr> <tr><td>陸上競技場</td><td>38,666人</td></tr> <tr><td>庭球場</td><td>55,444人</td></tr> <tr><td>運動広場（東G）</td><td>26,313人</td></tr> <tr><td>その他</td><td>79,503人</td></tr> </table>	野球場	33,463人	陸上競技場	38,666人	庭球場	55,444人	運動広場（東G）	26,313人	その他	79,503人	<table border="0"> <tr><td>新南陽体育センター</td><td>11,047人</td></tr> <tr><td>新南陽球場</td><td>10,692人</td></tr> <tr><td>その他</td><td>11,256人</td></tr> </table>	新南陽体育センター	11,047人	新南陽球場	10,692人	その他	11,256人
メインアリーナ	70,727人																														
多目的ホール	34,913人																														
弓道場	12,982人																														
健康ルーム	4,779人																														
カルチャールーム	23,540人																														
その他	16,541人																														
野球場	33,463人																														
陸上競技場	38,666人																														
庭球場	55,444人																														
運動広場（東G）	26,313人																														
その他	79,503人																														
新南陽体育センター	11,047人																														
新南陽球場	10,692人																														
その他	11,256人																														
指定管理指定期間（当初指定）	令和3年度～令和4年度 (平成18年4月1日 但し、黒岩グラウンドは平成23年4月1日)																														

施設名	熊毛地区体育施設	鹿野地区体育施設	周南緑地（東・中央）														
施設の概要																	
所在地	周南市大字呼坂10009番地の71	周南市大字鹿野上3028番地の1 他	周南市大字徳山10427番地 他														
設置年月	昭和59年3月 他	平成元年10月 他	昭和47年4月 他														
設置目的	体育及び文化の振興。 市民の健康づくりの促進とスポーツ・レクリエーションの振興。		都市公園の健全な発達を図り、市民の健全な心身の育成と福祉の増進に資する。														
施設概要	熊毛体育センター、熊毛武道館	鹿野総合体育館、鹿野庭球場、鹿野プール	周南緑地（東）30.4ha、周南緑地（中央）22.6ha 敷地内の体育施設以外														
施設の利用状況	<table border="0"> <tr><td>熊毛体育センター</td><td>22,523人</td></tr> <tr><td>熊毛武道館</td><td>9,991人</td></tr> </table>	熊毛体育センター	22,523人	熊毛武道館	9,991人	<table border="0"> <tr><td>鹿野総合体育館</td><td></td></tr> <tr><td> アリーナ</td><td>11,369人</td></tr> <tr><td> その他</td><td>3,773人</td></tr> <tr><td>鹿野庭球場</td><td>26人</td></tr> <tr><td>鹿野プール</td><td>1,193人</td></tr> </table>	鹿野総合体育館		アリーナ	11,369人	その他	3,773人	鹿野庭球場	26人	鹿野プール	1,193人	公園全体利用者 887,210人
熊毛体育センター	22,523人																
熊毛武道館	9,991人																
鹿野総合体育館																	
アリーナ	11,369人																
その他	3,773人																
鹿野庭球場	26人																
鹿野プール	1,193人																
指定管理指定期間（当初指定）	令和3年度～令和4年度 (平成18年4月1日)		令和3年度～令和4年度 (平成23年4月1日)														

施設等の概要	施設名	鹿野山村広場・鹿野ふれあいひろば
	施設の概要	
	所在地	周南市大字鹿野下10610番地の2 他
	設置年月	昭和58年9月 他
	設置目的	農林業の振興及びスポーツ等を通じて健康増進を図るとともに、市民相互の交流と理解を深める。
	施設概要	鹿野山村広場 (グラウンド、緑地、駐車場、器具庫、トイレ) 鹿野ふれあいひろば (屋内グラウンド、器具庫、トイレ)
施設の利用状況	鹿野山村広場 504人 鹿野ふれあいひろば 2,130人	
指定管理指定期間 (当初指定)	令和3年度～令和4年度 (平成20年4月1日)	

2 本市からの財政援助等

(1) 補助金等

令和4年度においては、周南市体育協会運営費補助金として8,022,237円、周南市全国大会等誘致開催補助金として1,000,000円を支出している。

(2) 公の施設の指定管理

監査対象とした公の施設について、体育施設277,938,618円、周南緑地(東・中央緑地)26,151,400円、鹿野山村広場等1,217,700円の指定管理料をそれぞれ支出している。

(3) 出捐

本市は、スポーツ協会の設立に際して、基本財産309,700,170円のうち76,500,000円を出捐しており、出資割合は24.7%となっている。

3 監査の主な着眼点

監査の実施に際し、前回の監査結果等を参考にリスク評価を行い設定した主な着眼点は、次のとおりである。

(1) スポーツ協会関係

① 補助金事務

ア 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。

② 指定管理事務

- ア 普通地方公共団体や市長等との協議、通知及び各種報告は協定等どおりなされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。
- イ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、指定管理者の他の事業との会計区分は明確になっているか。さらに、管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりになされているか。
- ウ 経費の負担区分が指定管理者となっている修繕等を放置、先送り等していないか。
- エ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）
- オ 指定管理者が使用料等を徴収又は収納している場合、市への納付は適切かつ適正に行われているか。
- カ 経費節減は図られているか。
- キ 住民の平等利用は確保されているか。
- ク 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。

(2) 主管課（文化スポーツ観光部スポーツ振興課、産業振興部農業振興課、都市整備部公園花とみどり課）関係

① 共通的事項

- ア 事務処理で法令等に違反するものはないか。許可、認可、承認等の事項が法定の要件にかなっているか。
- イ 事務処理の組織又は手続に改善の余地はないか。能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

② 収入事務

- ア 納入の通知は適正に行われているか。納期限の設定は適切か。

③ 支出事務

- ア 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。

④ 指定管理事務

- ア 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。その負担区分は合理的か。
- イ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ウ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。
- エ 指定管理者との間で締結する協定等に、公の施設の適正な管理を確保するために必要な事項が明記されているか。

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象としたスポーツ協会の財政的援助等に係る出納その他の事務及び主管課の財務事務は、財政的援助等の目的に沿って行われており、次に述べる事項を除き、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

(指摘事項)

(1) スポーツ協会関係

① 支出事務について

ア 支出決議について、周南市体育協会事務処理規程に基づいた決裁が行われていないものがあった。

イ 全国大会等周南市誘致開催補助金について、補助事業に係る成果の確認が行われていないものがあった。

ウ 前金払による支出について、周南市体育協会財務会計規程の規定に該当しないものがあった。

エ 水泳場の管理運営に係る派遣費の支出について、事業目的と勘定科目が相違しているものがあった。

オ 指定管理施設の修繕に係る契約について、分割して発注されているものがあった。

(2) 主管課（文化スポーツ観光部スポーツ振興課）関係

① 指定管理事務について

ア 指定管理者が行った指定管理対象施設以外の施設に係る修繕料の支出について、適切な指導を行っていないものがあった。

イ 体育施設の使用料免除に係る決定について、周南市職務権限規程に基づいた決裁が行われていないものがあった。

【社会福祉法人周南市社会福祉協議会】

1 社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）の概要

(1) 設立年月日

平成15年4月21日（徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の各社会福祉協議会の合併により設立）

(2) 設立目的（定款第1条）

周南市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(3) 主たる事務所の所在地（定款第5条）

山口県周南市速玉町3番17号

(4) 組織（令和5年3月31日現在）

理事 12人（内、理事長 1人、業務執行理事 1人）、監事 3人、
評議員 17人、職員 131人

(5) 事業年度（定款第41条）

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(6) 事業（定款第2条）

ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

エ アからウのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

カ 共同募金事業への協力

キ ボランティア活動の振興

ク 生活福祉資金をはじめ社会福祉に係る資金の給付及び貸付事業

ケ 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

コ 居宅介護等事業の経営

サ 居宅介護支援事業

シ 障害福祉サービス事業（周南市社会福祉協議会しんなんよう、なべづる園）の経営

ス 成年後見促進法に基づく事業

セ 周南市徳山社会福祉センターの経営

ソ 周南市新南陽総合福祉センターの経営

タ 周南市老人休養ホーム嶽山荘の経営

- チ 周南市新南陽老人福祉センターの経営
- ツ 生活困窮者自立支援法に基づく事業
- テ 生活支援体制整備事業
- ト その他この法人の目的を達成するため必要な事業

(7) 令和4事業年度の事業の概要

- ① 法人運営の強化
 - ア 組織運営
 - イ 財務運営管理
 - ウ 人事・労務管理
 - エ 広報・啓発活動
- ② 第4次周南市地域福祉計画・周南市地域福祉活動計画の推進
- ③ 地域福祉活動の推進
 - ア 地区社協活動の推進
 - イ 地区社協運営の財政支援（配分金・助成金）
 - ウ 福祉員活動の推進
 - エ ふれあい・いきいきサロン事業の推進
- ④ 地域包括ケアシステムの構築
 - ア もやいネット地区ステーション事業の推進
 - イ 生活支援体制整備事業の推進
- ⑤ 高齢者・障がい者・児童福祉等の推進
 - ア 高齢者福祉
 - イ 障がい者福祉
 - ウ 福祉団体等助成
 - エ その他
- ⑥ ボランティア・市民活動の推進
 - ア ボランティアセンターの運営
 - イ 福祉教育の推進
- ⑦ 総合相談支援事業の推進
 - ア 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の実施
 - イ 法人成年後見人等受任事業の実施
 - ウ 成年後見支援センターの運営
 - エ 生活困窮者自立支援事業の実施
 - オ 各種資金の貸付
 - カ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援窓口の開設
- ⑧ 在宅福祉サービスの推進
 - ア 周南西部地域包括支援センターの運営
 - イ 介護保険事業の実施
 - ウ その他の福祉サービスの実施

⑨ 指定管理施設・関連事業の管理・運営

ア 高齢者福祉施設

イ その他の施設

⑩ その他

ア 収益事業の経営

イ 共同募金運動の推進

ウ 地域公益活動の推進

公の施設の指定管理に係る管理施設の概要

施設等の概要	施設名	周南市徳山社会福祉センター	周南市新南陽総合福祉センター	周南市新南陽老人福祉センター
	施設の概要			
所在地		周南市速玉町3番17号	周南市古川町1番17号	周南市温田一丁目10番1号
設置年月		昭和57年5月	平成7年7月	昭和54年3月
設置目的		市民の福祉の増進と地域福祉活動の育成	地域における福祉活動の拠点として市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る。	老人の福祉向上
施設概要		建物構造：鉄筋コンクリート造2階建 延床面積：2,271㎡ 主な構成施設：大会議室兼展示室、実習室（料理）、会議室（和）、研修室、中会議室、視聴覚室、実習室（和）娯楽室（ステージ含）	建物構造：鉄筋コンクリート造3階建 延床面積：1,958㎡ 主な構成施設：多目的ホール、会議室、小会議室、研修室、相談室、調理実習室	建物構造：鉄筋コンクリート造2階建 総床面積：718.89㎡ 主な構成施設：事務室、会議室、機能訓練室、茶室、大広間等
施設の利用状況		延べ利用者数 32,677人	延べ利用者数 12,519人	延べ利用者数 13,318人
指定管理期間（当初指定）		令和4年度～令和8年度 （平成18年4月1日）		令和4年度 （平成18年4月1日）

施設等の概要	施設名	周南市老人休養ホーム嶽山荘	周南市鹿野高齢者生産活動センター
	施設の概要		
所在地		周南市温田一丁目10番1号	周南市大字鹿野中734の4番地
設置年月		昭和48年7月	昭和54年11月
設置目的		老人の休養と心身の健康増進	高齢者の就業機会の増大を図るとともに、生きがいを高めるため、高齢者の経験や技術を生かした生産活動を実施し、併せて高齢者相互の交流及び健康の増進、教養の向上等福祉の増進を総合的に推進する。
施設概要		建物構造：鉄筋コンクリート造3階建 総床面積：1,400.58㎡ 主な構成施設：大浴場、和室13室、カラオケルーム、ラウンジ、大広間、売店、駐車場	建物構造：鉄筋コンクリート造平屋建 総床面積：1,124.10㎡ 主な構成施設：管理作業棟（食堂、事務所、ホール、倉庫、便所、研修室、機械室、貯蔵室、更衣室、農産物加工室、竹細工製作室、和紙生産室）、生産施設等（農林産物加工施設一式、竹細工加工施設一式、花卉栽培施設一式、和紙生産施設一式、温室、堆肥舎、ポンプ室、倉庫）
施設の利用状況		延べ利用者数 19,683人	延べ利用者数 3,413人
指定管理期間（当初指定）		令和4年度 （平成18年4月1日）	令和4年度～令和8年度 （平成18年4月1日）

2 本市からの財政援助等

(1) 補助金等

令和4年度においては、周南市社会福祉協議会運営費補助金として106,784,895円、高額療養費等貸付金交付金として87,000円を支出している。

(2) 公の施設の指定管理

監査対象とした公の施設について、徳山社会福祉センター35,690,071円、新南陽総合福祉センター26,888,000円、新南陽老人福祉センター9,912,130円、老人休養ホーム嶽山荘32,004,300円及び鹿野高齢者生産活動センター6,808,871円の指定管理料をそれぞれ支出している。

(3) 出資

本市は、基金出資金として、社会福祉基金積立資産198,906,400円のうち129,524,063円を、地域福祉基金積立資産100,000,000円の全額を、ボランティア基金積立資産349,407,705円のうち96,400,000円をそれぞれ出資している。

3 監査の主な着眼点

監査の実施に際して設定した主な着眼点は、次のとおりである。

(1) 社会福祉協議会関係

① 補助金事務

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

イ 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。

② 指定管理事務

ア 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。

イ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）

ウ 住民の平等利用は確保されているか。

エ 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。

(2) 主管課（福祉部地域福祉課及び高齢者支援課、健康医療部保険年金課）関係

① 共通的事項

ア 内部統制が有効に機能しているか。

② 収入事務

ア 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。

イ 減免、延納又は後納等の理由及び手続は適正か。

③ 契約事務

ア 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。

④ 財産管理事務

ア 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。また、財産は財産台帳及び附属図面と合致しているか。財産台帳外に存するものはないか。

⑤ 指定管理事務

ア 指定管理者への指導監督は適切に行われているか。

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった社会福祉協議会の財政的援助等に係る出納その他の事務及び主管課の財務事務は、財政的援助等の目的に沿って行われており、次に述べる事項を除き、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

(指摘事項)

(1) 社会福祉協議会関係

① 指定管理事務について

ア 指定管理施設における利用料について、条例に規定されていない利用料を徴収しているものがあつた。

イ 指定管理施設における利用料について、算定を誤っているものがあつた。

ウ 指定管理施設における管理業務について、市の書面による承諾が得られていないにもかかわらず第三者へ委託されているものがあつた。

(2) 主管課（福祉部地域福祉課及び高齢者支援課）関係

① 指定管理事務について

ア 行政財産の目的外使用許可における光熱水費等の負担について、免除する手続きを行っていなかった。

イ 社会福祉協議会が条例に規定されていない利用料を徴収していたことについて、適切な指導がされていなかった。

ウ 指定管理施設における使用許可について、条例で規定する部屋の名称と施設利用許可申請書等で示された実際の名称が異なっていた。

エ 指定管理施設における管理業務について、社会福祉協議会が第三者へ委託しているものがあるにもかかわらず、適切な手続きをとるよう指導されていなかった。

② 財産管理事務について

ア 令和4年度周南市決算書の財産に関する調書について、未記載の保有債権があつた。

《参考》 令和5年10月20日付け周監査第145号の「監査結果報告書」（抜粋）

監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく周南市長からの要求による財政援助団体等監査

2 監査要求の内容

市長からの監査要求書及びその後の監査要求内容等に関する市長との協議により、双方で確認した監査要求の内容については次のとおりである。

(1) 監査要求書の受理

令和5年7月20日 （受理文書の記号及び番号：周財第99号）

(2) 監査要求事項

本市の財政援助団体等に関する補助金及び出資金並びに指定管理料等に関する出納事務の適正性について

(3) 監査要求理由

本市の出資団体、財政援助団体及び公の施設の指定管理者である公益財団法人周南市文化振興財団及び公益財団法人周南市ふるさと振興財団において、本市補助金等に係る不正な出納事務が相次いで発覚した。

については、本市補助金及び指定管理料に関する各団体内の出納事務の執行状況、内部統制及び会計監査等の実態を把握し、必要な改善指導等を講ずることで、同様の事案の発生を防止し、補助金及び出資金並びに指定管理料等に係る事務の一層の適正化を図る必要があるため、監査委員の客観的な意見と公正不偏な判断を求めるものである。

(4) 監査対象

- ・第4次周南市外郭団体等改革方針の対象とした12団体の出納事務について、監査委員が監査権限を有する事項
- ・公立大学法人周南公立大学の出納事務について、監査委員が監査権限を有する事項

3 監査対象団体と監査委員の監査権限

地方自治法第199条第7項において、監査委員は、市が補助金等の財政的援助を与えているもの、市が出資しているもので政令で定めるもの（地方自治法施行令第140条の7第1項で、市が資本金等の4分の1以上を出資している法人とする旨を規定）及

び市が公の施設の管理を行わせているものなどに対して、出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るものに限って監査することができると規定されている。

市長から監査要求のあった各団体における監査委員の監査権限については、次表のとおりである。

番号	団 体 名	所管部局	監査委員の監査権限		
			財政的援助	出資	指定管理
1	公益財団法人周南市体育協会	地域振興部 文化スポーツ課	○	-	○
2	公益財団法人周南市文化振興財団	地域振興部 文化スポーツ課	○	○	○
3	公益財団法人周南市ふるさと振興財団	地域振興部 地域づくり推進課	○	○	○
4	公益財団法人周南市医療公社	健康医療部 病院管理室	○	○	○
5	公益財団法人周南地域地場産業振興センター	産業振興部 商工振興課	-	○	-
6	大津島巡航株式会社	都市整備部 公共交通対策課	○	○	-
7	徳山青果精算株式会社	産業振興部 農林課	-	○	-
8	株式会社かの高原開発	地域振興部 観光交流課	○	○	○
9	一般財団法人徳山地区漁業振興基金	産業振興部 水産課	-	○	-
10	一般財団法人新南陽地区漁業振興基金	産業振興部 水産課	-	○	-
11	社会福祉法人周南市社会福祉協議会	こども・福祉部 高齢者支援課	○	-	○
12	社会福祉法人周南市社会福祉事業団	こども・福祉部 高齢者支援課	-	-	○
13	公立大学法人周南公立大学	企画部 企画課	○	○	-

監査権限については令和4年度の状況である。

4 監査の実施方針

市長からの監査要求は、市が第4次周南市外郭団体等改革方針の対象とした団体のうち2団体において、いずれも現金及び預金等に係る事務についての不祥事が発覚したものであったことから、各団体内における出納事務等の実態を把握すること及び同様の事案の発生を防止し、事務の一層の適正化を図ることの2つの目的を有するものであると理解した。

しかしながら、この2つの目的を達成するための財政援助団体等監査は相当の事務量となり、監査結果の報告までに多大な時間を要することから、まずは、各団体における現金及び預金等を中心とした資産の実在性や管理体制等について、その実態を把握するための実査（以下「保管金等監査」という。）を行い、その後引き続いて、一層の事務の適正化に資するために、各団体から関係諸帳簿や証憑書類等の提出を得て出納事務全般

についての監査を個別に実施する、2段階の監査を行うこととした。

また、保管金等監査については、地方自治法等の規定により、市が資本金等の4分の1以上を出資している法人に対して監査委員が出納事務全般を監査できる権限を有すると解されることから、3の表中、項番号1、11、12番を除いた10団体について実施することとした。

さらに、第2段階の出納事務監査についても、直近（令和3～4年度）に同様の監査を実施した3の表中、項番号6、8番の2団体については、現在、監査結果に基づく改善措置に取り組まれているところであることから、残る11団体について、監査の対象団体の属性に基づいてその深度の調整を図りながら実施することとした。

監査の結果に関する報告の決定及び公表等については、監査対象団体に対して一斉に実施する第1段階の保管金等監査及び監査対象団体毎に個別に実施する第2段階の出納事務監査ともに、それぞれの監査が終了したものから順次行うこととした。

5 保管金等監査に係る監査対象

前事業年度末及び令和5年8月末日時点の預金等の実在性と現金を含めた管理体制

6 保管金等監査の実施期間

令和5年8月29日から10月20日まで

7 保管金等監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務諸表や関係諸帳簿等に記載された現金預金等の金額が預金通帳や残高証明書等に記載された金額と一致しているか、現金や預金等の管理が適切に行われているかなどを主眼に実施した。

具体的には、監査対象団体が決算関係書類等で報告している資産等のうち、特に現金預金や有価証券などの資産の実在性を確認するため、財務諸表、関係諸帳簿、証憑書類等に加えて、預金等の種類や保管現金等の状況、それらの管理状況等について事前調査票の提出を求め、これらに基づいて、実地にて現物との照合を確認するとともに、現金等の保管状況や出納事務等に関する内部統制について、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

また、公益財団法人周南市ふるさと振興財団の不祥事案は、関連団体から受託している経理事務に係るものであったことから、各監査対象団体が関係団体の経理事務等を受託している場合についても、当該関係団体の協力を得て、その現金預金等の実在性や管理等について確認するとともに、市の使用料等の徴収事務を受託している場合についても、同様に監査した。

なお、公益財団法人周南市文化振興財団に係る保管金等監査については、監査の実施方針に基づき着手したところ、令和5年9月23日に、当該財団から監査資料の一部に捜査に支障をきたす内容が含まれていることから実査期日の延期についての申し出があり、何よりも全容解明が優先されるべきであると判断し、捜査に支障をきたす状況が解消されるまで保管金等監査を中断することとした。

8 保管金等監査の主な着眼点

監査の主な着眼点は次のとおりである。

- (1) 前事業年度決算報告書に記載された預金、有価証券等の金額と預金通帳や残高証明書等に記載された金額が一致しているか。
- (2) 令和5年8月末日時点の月次試算表、総勘定元帳等に記載された預金、有価証券等の金額と預金通帳や残高証明書等に記載された金額が一致しているか。
- (3) 実査日における保管現金の金額と現金出納簿に記載された金額が一致しているか。
- (4) 現金預金等に係る経理規程等の諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- (5) 関係諸帳簿に記載された金額と現金預金の現在高の照合が定期的に適正な方法で行われているか。
- (6) 現金や預金通帳、銀行印等の保管、管理は適切に行われているか。
- (7) 関係する団体の経理事務等を受託している場合、当該団体の現金預金等の管理が適正に行われているか。
- (8) 市の使用料の徴収事務等を受託している場合、徴収等をした現金等の管理が適正に行われているか。

9 保管金等監査の結果

保管金等監査を完了した9団体について、いずれの団体においても、前事業年度（前期）の決算報告書及び令和5年8月末日時点における財務諸表や関係諸帳簿等に記載の預金等の資産が、預金通帳や残高証明書等に記載された金額と、次に述べる事項を除いて一致し実在していることを確認した。

現金や預金等の管理に関する事務については、次に述べる事項を除いておおむね適正に行われていた。なお、軽微な事項については、別途指導した。

また、一部の団体で受託されている関係団体の経理事務及び市歳入の徴収事務に係る現金等の管理については、適正に行われていた。

調査結果報告書

1 調査の目的

本市の出資団体、財政援助団体及び公の施設の指定管理者で、第4次周南市外郭団体等改革方針の対象団体である公益財団法人周南市文化振興財団及び公益財団法人周南市ふるさと振興財団において、いずれも現金、預金等に係る事務についての不祥事が相次いで発覚したことから、各団体内の出納事務の執行状況、内部統制等の実態を把握し、必要な改善指導等を講ずることで、同様の事案の発生を防止し、事務等の一層の適正化を図る必要があるため、令和5年7月20日付け周財第99号により監査委員に対して第4次周南市外郭団体等改革方針の対象12団体に公立大学法人周南公立大学を加えた13団体に関する地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を要求したところである。

ただし、公益財団法人周南市体育協会、社会福祉法人周南市社会福祉協議会及び社会福祉法人周南市社会福祉事業団の3団体については、市が資本金等の4分の1以上を出資していないため、出納事務全般に係る監査委員の監査権限はないものと解されることから、各団体の協力のもと、外郭団体等の適正な事業運営に基づく経営健全化と適切な活用による持続可能で安定的な公共サービスの提供の両立を図るために行う指導・助言・調整等の一環として、市が現金預金の管理等に関する事務の調査を行うこととした。

2 調査の対象

公益財団法人周南市体育協会、社会福祉法人周南市社会福祉協議会及び社会福祉法人周南市社会福祉事業団に関する前事業年度末及び令和5年8月末日時点の預金等の実在性と現金を含めた管理体制

3 調査期間

令和5年9月7日から10月20日まで

4 調査実施内容及び主な着眼点

監査委員が行う10団体に対する現金、預金等を中心とした資産の実在性や管理体制等について、その実態を把握するための実査である保管金等監査の手法及び主な着眼点を準用して実査（以下「保管金等調査」という。）を行うこととした。

なお、監査委員が行う保管金等監査と統一した方針と深度の下で調査するために、財政部財政課、こども・福祉部指導監査室及び監査委員事務局の職員からなる外郭団体保管金等監査室を財政部財政課に設置し、同室職員による保管金等調査を実施することとした。

5 調査結果

保管金等調査を完了した3団体について、いずれの団体においても、前事業年度の決算報告書及び令和5年8月末日時点における財務諸表や関係諸帳簿等に記載の預金等の資産が、預金通帳や残高証明書等に記載された金額と一致し、実在していることを確認した。

現金や預金等の管理に関する事務については、適正に行われていた。なお、軽微な事項については、別途指導した。

また、受託されている関係団体の経理事務及び市歳入の徴収事務に係る現金等の管理については、適正に行われていた。

詳細な調査結果については、次のとおりである。

(1) 公益財団法人周南市体育協会

令和5年10月2日に実査を行い、前事業年度末（令和5年3月末日）及び令和5年8月末日時点の財務諸表や関係諸帳簿等に記載された預金等の金額と同時点の預金通帳や残高証明書等に記載された金額が、次のとおり一致していることを確認した。

① 前事業年度末（令和5年3月末日）の状況

決算報告書（総勘定元帳）		保管金等調査の結果		
科目	金額（円）	照合に用いた資料	金額（円）	判定
流動資産				
現金預金				
普通預金	53,201,312	残高証明書、普通預金通帳	53,201,312	照合
定期預金	17,669	定期預金通帳	17,669	照合
固定資産				
基本財産				
普通預金	10,209,711	普通預金通帳、残高証明書	10,209,711	照合
定期預金	40,746,379	定期預金通帳、定期預金証書	40,746,379	照合
投資有価証券	258,744,080	証券取引等残高証明書、取引明細書	258,744,080	照合
特定資産				
退職給付引当資産				
普通預金	243,356	普通預金通帳	243,356	照合
定期預金	45,025,950	定期預金通帳、定期預金証書	45,025,950	照合
記念事業積立資産				
定期預金	7,230,000	定期預金通帳	7,230,000	照合
計	415,418,457		415,418,457	照合

② 令和5年8月末日の状況

月次試算表（総勘定元帳）		保管金等調査の結果		
科目	金額（円）	照合に用いた資料	金額（円）	判定
流動資産				
現金預金				
普通預金	87,156,316	普通預金通帳、I B 入出金明細照会	87,156,316	照合
定期預金	17,669	定期預金通帳	17,669	照合
固定資産				
基本財産				
普通預金	10,272,848	残高証明・利息計算、普通預金通帳	10,272,848	照合
定期預金	40,746,379	定期預金通帳、定期預金証書	40,746,379	照合
投資有価証券	258,680,943	証券取引等明細書	258,680,943	照合
特定資産				
退職給付引当資産				
普通預金	243,364	普通預金通帳	243,364	照合
定期預金	45,025,956	定期預金通帳	45,025,956	照合
記念事業積立資産				
定期預金	7,230,000	定期預金通帳	7,230,000	照合
計	449,373,475		449,373,475	照合

③ 受託事務（関係団体の経理事務及び市歳入の徴収事務）の状況

受託されている周南市スポーツ少年団本部及び周南市スポーツ少年団指導者協議会の経理事務並びに周南市体育施設、周南市鹿野山村広場・鹿野ふれあいひろば及び周南市学び・交流プラザの使用料の徴収事務に係る現金等の管理について、適正であることを確認した。

(2) 社会福祉法人周南市社会福祉協議会

令和5年10月4日及び5日に実査を行い、前事業年度末（令和5年3月末日）及び令和5年8月末日時点の財務諸表や関係諸帳簿等に記載された預金等の金額と同時点の預金通帳や残高証明書等に記載された金額が、次のとおり一致していることを確認した。

① 前事業年度末（令和5年3月末日）の状況

決算報告書（総勘定元帳）		保管金等調査の結果		
科目	金額（円）	照合に用いた資料	金額（円）	判定
流動資産				
現金預金				
普通預金	275,377,391	残高証明書、普通預金通帳	275,377,391	照合
定期預金	5,055,558	定期預金通帳	5,055,558	照合
固定資産				
基本財産				
定期預金	4,200,000	定期預金通帳	4,200,000	照合
その他の固定資産				
投資有価証券	6,048,290	取引残高証明書、取引明細書	6,048,290	照合
退職給付引当資産				
普通預金	39,162,826	普通預金通帳	39,162,826	照合
定期預金	70,000,000	定期預金通帳	70,000,000	照合
社会福祉基金積立資産				
普通預金	2,393,600	普通預金通帳	2,393,600	照合
定期預金	15,650,000	定期預金通帳	15,650,000	照合
投資有価証券	180,862,800	取引残高報告書	180,862,800	照合
地域福祉基金積立資産				
普通預金	367,000	普通預金通帳	367,000	照合
投資有価証券	99,633,000	取引残高報告書、取引明細書	99,633,000	照合
ボランティア基金積立資産				
普通預金	1,602,145	普通預金通帳	1,602,145	照合
定期預金	85,454,850	定期預金通帳、取引残高報告書	85,454,850	照合
投資有価証券	262,350,710	取引残高報告書、取引明細書	262,350,710	照合
財政調整積立資産				
普通預金	2,578,588	普通預金通帳	2,578,588	照合
定期預金	51,016,447	定期預金通帳、取引残高証明書	51,016,447	照合
投資有価証券	54,165,000	取引残高証明書	54,165,000	照合
介護保険事業積立資産				
定期預金	40,466,775	定期預金通帳	40,466,775	照合
工賃変動積立資産				
普通預金	1,412,947	普通預金通帳	1,412,947	照合
地域福祉活動積立資産				
定期預金	10,000,000	定期預金通帳	10,000,000	照合
計	1,207,797,927		1,207,797,927	照合

② 令和5年8月末日の状況

月次試算表（総勘定元帳）		保管金等調査の結果		
科目	金額（円）	照合に用いた資料	金額（円）	判定
流動資産				
現金預金				
普通預金	305,090,578	残高証明書、普通預金通帳	305,090,578	照合
定期預金	5,055,659	定期預金通帳	5,055,659	照合
固定資産				
基本財産				
定期預金	4,200,000	定期預金通帳	4,200,000	照合
その他の固定資産				
投資有価証券	6,048,290	取引残高証明書、取引明細書	6,048,290	照合
退職給付引当資産				
普通預金	39,163,840	普通預金通帳	39,163,840	照合
定期預金	70,000,000	定期預金通帳	70,000,000	照合
社会福祉基金積立資産				
普通預金	2,393,600	普通預金通帳	2,393,600	照合
定期預金	15,650,000	定期預金通帳	15,650,000	照合
投資有価証券	180,862,800	取引残高報告書	180,862,800	照合
地域福祉基金積立資産				
普通預金	367,000	普通預金通帳	367,000	照合
投資有価証券	99,633,000	取引残高報告書、取引明細書	99,633,000	照合
ボランティア基金積立資産				
普通預金	1,602,145	普通預金通帳	1,602,145	照合
定期預金	85,454,850	定期預金通帳、取引残高報告書	85,454,850	照合
投資有価証券	262,350,710	取引残高報告書、取引明細書	262,350,710	照合
財政調整積立資産				
普通預金	2,578,588	普通預金通帳	2,578,588	照合
定期預金	51,016,689	定期預金通帳、取引残高報告書	51,016,689	照合
投資有価証券	54,165,000	取引残高報告書、取引明細書	54,165,000	照合
介護保険事業積立資産				
定期預金	40,467,584	定期預金通帳	40,467,584	照合
工賃変動積立資産				
普通預金	1,412,947	普通預金通帳	1,412,947	照合
地域福祉活動積立資産				
定期預金	10,000,000	定期預金通帳	10,000,000	照合
計	1,237,513,280		1,237,513,280	照合

③ 受託事務（関係団体の経理事務及び市歳入の徴収事務）の状況

受託されている社会福祉法人山口県共同募金会周南市共同募金委員会、周南市社会福祉法人地域公益活動推進協議会、富田東地区社会福祉協議会、福川地区社会福祉協議会及び鹿野地区社会福祉協議会の経理事務並びに周南市新南陽総合福祉センター使用料の徴収事務に係る現金等の管理について、適正であることを確認した。